



幼児教育の充実に向けて ～ 幼稚園教育について ～

平成18年に改正された教育基本法に、「家庭教育」「幼児期の教育」が新たに新設されました。
【教育基本法(改正)より抜粋】

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、**生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。**

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 **幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、**国及び地方公共団体は、**幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。**

これは、幼児期に必要な基本的な生活習慣が身に付いていなかったり、コミュニケーション能力が不足していたりすることで、小学校生活にうまく適応できないといった課題をふまえたものです。

そして、平成21年度から幼児教育の充実に向け、新しい『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』が施行されました。

『幼稚園』は、子ども一人一人のよさと可能性を伸ばします!

～幼稚園は小学校以降の“生活や学習の基盤”づくり、「生きる力」の基礎づくりです～

「遊び」を通していろいろなことを学んでいきます

人とかかわる力

「社会性」「道徳性」

自立心

表現力

「感性」「表現」

言葉の獲得

「話す」「聞く」

健康な心と体

「体力の向上」「基本的な生活習慣」

思考力の基礎

【参考・引用文献:『幼稚園ってなあに ～学校教育のはじまり～』文部科学省】



小学校へ

『幼稚園教育要領』では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎や義務教育及びその後の教育の基礎を培うことの重要性から、「生きる力」の基礎となる**心情、意欲、態度などを育成するために、**幼児の発達の側面から次の5つの領域で示しています。

・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・表現

◆幼稚園と小学校の円滑な接続を図る→幼小連携の推進

◆幼稚園と家庭の連続性を確保する→家庭での生活経験に配慮、保護者の幼児教育への理解

